

広島県立総合技術研究所技術現地指導規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九十号

広島県立総合技術研究所技術現地指導規則の一部を改正する規則

広島県立総合技術研究所技術現地指導規則（昭和三十二年広島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表旅費の項中「日当」を「旅行雑費」に改める。

附 則

この規則は、職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第四十五号）の施行の日から施行する。